

## 公営住宅入居者を募集します！

○問合せ先 都市計画課住宅係 ☎内線 214  
 福島支所地域振興課建設水道係  
 鷹島支所地域振興課建設水道係

### 【募集住宅】 市内全公営住宅

※入居を希望する人は、希望団地に空家がなくとも申し込みをしてください。空家待ちの順番を決定し、空家が生じた時点で入居を決定します。

### 【入居申込資格】

- (1) 住宅に困窮していることが明らかなこと。
  - (2) 市税を滞納していないこと。
  - (3) 暴力団員でないこと（同居者を含む）。
  - (4) 1年間の総収入が次の表1に該当すること。
- ※ただし、2人以上での申し込みの場合、親族同士であること。
- ※不老山団地は、60歳以上の人や障害のある人などを除き、単身での入居はできません（詳しくは、都市計画課住宅係までお問い合わせください）。

表1 【収入基準】

区分	収入基準	扶養親族数別年間総収入額【下段（ ）内は月額】（円）				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	158,000 以下	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量階層	214,000 以下	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

上記の表は、同じ家族に1人だけ給与収入がある場合の目安です。裁量階層とは、入居者および同居者が60歳以上の世帯、障害者・未就学児がいる世帯です。※人柱改良団地の場合は、上記収入基準は一般階層が11万4千円以下、裁量階層が13万9千円以下となります。

### 【申込受付期間（定期公募）】

2月13日（月）～2月27日（月）  
 ただし、土日は除く。受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

### 【申込書設置・受付場所】

都市計画課住宅係、各支所および調川出張所

### 【入居申込の方法】

「公営住宅入居申込書」に所定の事項を記入・押印（認印可）し、次の書類を添付して申し込みをしてください。

### 《添付書類》

- (1) 所得を証明する書類（全員分）  
 収入がある人…源泉徴収票、年金受給者は年金額が

- わかる書類、市町村発行の所得証明書など  
 収入がない人…市町村発行の所得証明書、退職した人は離職証明など
- (2) 住民票謄本（本籍、筆頭者、続柄の記載があるもの）
  - (3) 市町村発行の納税証明書（申込者本人分のみ）  
 ※国民健康保険税を含む市町村税に関し、滞納がない証明
  - (4) 連帯保証人2人分の委任状（納税証明書交付用）  
 ※連帯保証人は、市税の滞納がなく、原則として市内に居住し申込者と同程度またはそれ以上の収入を有する者とする。ただし、やむを得ない理由があり市外に居住する者を連帯保証人とする場合は、居住する市町村発行の納税証明書（国民健康保険税を含む市町村税に関し、滞納がない証明）を添付すること。
  - (5) 婚姻予定の人は、婚約証明書
  - (6) そのほか市長が必要があると認める書類

### 【入居者の決定（定期公募）】

申込者の現状を調査の上、入居者選考委員会で選考（空家待ちを含む）を行い、選考された人から入居者を決定します。なお、選考結果は、全申込者に通知します。

### 【入居予定（定期公募）】

申込時点で希望団地に空家がある場合の入居時期は、平成24年4月以降の予定です。

### 【今後の募集方法】

- (1) 定期公募…年1回（2月）とします。
- (2) 随時公募…定期公募以外の期間は、随時受付とします。希望団地に空家がなくとも申し込みができ、その受付順に入居または空家待ちの順番を決定しますが、定期公募の申込者を優先します。受付は、書類が完備した時点を受付日とします。

### 【空家待ちの権利】

定期公募および随時公募の空家待ちの権利は、次回の定期公募の申込開始日の前日までとします。

市役所からのお知らせ

行政相談所

問合せ先 || 総務課行政係 ☎内線 3221

福島支所市民課 ☎内線 602, 32

鷹島支所市民課 ☎内線 603, 103

市役所や国、県などの機関が行っている仕事について、意見や苦情、要望などはありませんか。次の通り行政相談所を開設しますので、気軽にご相談ください。

【松浦会場】

日時 || 2月9日(木) 午前10時〜

午後4時 場所 || 市役所別館多目的相談室 行政相談委員(敬称略) ||

川畑喜久雄 ☎0956-75-0724

青木サチ ☎0956-74-0456

【福島会場】

日時 || 2月7日(火) 午前10時〜

午後4時 場所 || 福島支所第7会議室 行政相談委員(敬称略) ||

徳田芳朗 ☎0955-47-2422

【鷹島会場】

日時 || 2月9日(木) 午前10時〜

午後4時 場所 || 鷹島支所教養室 行政相談委員(敬称略) || 山田一年

☎0955-48-3087

認定司法書士無料相談会

予約・問合せ先 || 総務課行政係

☎内線 321

身近な法律家として市民に貢献するため、法務大臣の認定を受けた認定司法書士による相談会が実施されます。相談する人は、事前に電話で予約してください。

【日時】

2月9日(木) 午後1時〜4時30分

【場所】 3階小会議室

【主催】 長崎県司法書士会

就学校の変更

問合せ先 || 教育委員会学校教育課

☎内線 342

平成24年度に市内小中学校に入学予定の児童生徒がいる家庭に、現住所地の学校を指定した「就学・入学通知書」のハガキを送付しています。もし転居予定、病気などの身体的理由、その他教育的配慮を要する理由などで就学校の変更を希望する場合は、右記までご相談ください。  
※在学中の児童生徒で同様の相談がある場合も、お問い合わせください。

【相談期限】 2月末日

元気なまちづくり活動を応援します！

【松浦市元気なまちづくり活動支援費補助金】  
～平成24年度事業の募集～

○問合せ先 まちづくり推進課政策推進室 ☎内線 305

市では、市民皆さんが自主的・主体的に取り組むまちづくり活動に対し補助金を交付しています。平成22・23年度に延べ8事業について補助金を交付することとなりました。平成24年度においても、本補助金事業を継続する予定です。

そこで、平成24年4月以降に取り組みを予定するまちづくり事業を募集します。  
まちづくりに熱意やアイデアを持つ、多くの団体からの提案をお待ちしています。

■補助金

1事業当たり100万円以内

■補助対象事業

- ・市民などを中心として、市内で公益的な活動を行う団体(行う予定の団体を含む)が取り組む活動
- ・新たに、またはより発展的な取り組みとして市内で実施し、不特定多数の市民の参加が見込める公益性のある事業で、補助年度以降も申請団体などで継続できるまちづくり事業

産業振興のために

住民同士の交流促進を

環境美化に向けて

地域協働のまちづくりへ

伝統文化を生かしたい

■補助対象経費

補助対象事業の実施に直接的に必要な経費

※ただし、団体の事務所などの維持経費、経常的な活動経費、交際費、慶弔費、食糧費、不動産取得費および団体の構成員に対する人件費は対象になりません。

■募集期限 2月29日(水)

※そのほか詳細は、市ホームページにも掲載しています。

■審査結果

- ・3月中に事業内容の審査を行い個別に通知します。
- ・正式な補助金交付手続きは平成24年度予算の状況を見ながら4月以降に案内します。